

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3の規定に基づく射撃指導員の指定並びに解除に関する規程の制定について

昭和53年12月15日発保第380号  
警察本部長より各部・課・室・隊・校・署長あて

改正 平成19年7月12日生企甲達第58号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正により射撃指導員制度が導入され、石川県公安委員会事務専決規程の一部改正により警察において射撃指導員の指定及び指定解除に関する事務を行うこととなったのに伴い、みだしの規程が別添のとおり制定されたので、次により事務処理上誤りのないようにされたい。

記

第1 規程の解釈運用

1 射撃指導員の指定数（第2条）

射撃指導員の指定数は、射撃指導又は射撃教習の実施に支障を生じないように必要数の確保をはかる反面実際に指導業務に従事できない等指定を受ける必要のない者については指定を抑制することとした。

2 指定申請書の受理（第3条）

指定申請を受理したときは、正、副2通の申請書のほか添付すべき

指定団体の推薦書

本人の履歴書

銃砲の所持経歴書

住民票

の内容を審査の上、申請者の前科照会を添付して正本を本部生活安全企画課へ送付することとした。

3 射撃指導員の基準の審査（第4条）

申請者が規則第11条の6に定める基準に適合するか否かの認定は、同条第1号及び第3号のほか本条により行うこととした。

(1) 第1項第1号は、警察庁が指定する団体

日本クレー射撃協会

大日本猟友会

全日本狩猟倶楽部

全日本指定クレー射撃場協会

日本ライフル射撃協会

の加盟地方団体の推薦並びに過去の銃砲火薬類及び狩猟に関する法令の違反経歴を参考として本部主管部長及び主管課長が面接審査を行うこととした。

(2) 第1項第2号に定める筆記試験は、銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取

締法からの出題20問(四者択一式)100点満点として実施すること。

ただし、県の狩猟者講習会又は公安委員会の猟銃等講習会の講師経験者については、本試験を免除することとした。

- (3) 第1項第3号に定める実技試験は、射撃指導の種別に応じた銃について、本部生活安全企画課射撃技能検定員の面前における銃の操作及び標的射撃とし、銃の操作にあつては、

銃の保持その他銃の基本的な取扱い

銃の分解、点検

実包の装てん及び抜き出しその他実包の取扱い

射撃姿勢及び動作

を審査し、標的射撃にあつては25発中15発の命中率を射撃成績100パーセントとして審査する。

ただし、申請者が過去1年以内の公式大会における記録の提出ある場合には、その成績により標的射撃を免除するものとする。

#### 4 指定及び指定書等の交付(第6条)

- (1) 第4条の審査に合格した者は、射撃指導員としての基準に適合すると認め規則第11条の8により指定書を交付して指定することとした。

なお、不合格者に対しては、申請却下通知書をもって不合格を通知することとした。

- (2) 指定書又は申請却下通知書は、正本と写しを警察署へ送付することとし、そのうち正本を申請者に交付して、写しは警察署において申請書(副本)と併綴保管するものとする。

#### 5 解除及び解除通知書の交付(第7条)

- (1) 射撃指導員が規則第11条の6に定める基準に適合しなくなった場合とは、同条第2号、第4号に掲げる法令違反あるいは他の犯罪の被疑者として検挙された場合又は規程第5条に定める合格基準に該当しなくなった場合をいう。

- (2) 指定の解除にあつては、本人に不適合事由を明示して行うこととし、不適合事由を明確にするため必要がある場合は、規程第4条に定める審査を実施することができることとした。

#### 6 射撃指導員に対する指導教養(第9条)

本部生活安全企画課長は、射撃指導員に対する指導教養を行い、その知識、技能の向上を図り、適正な射撃指導の実施に寄与することとした。

### 第2 規定基準の審査に学科、実技試験を採用した理由

#### 1 射撃指導員としての指定を受けると、

- (1) 施行令第5条の4に定めるところにより、法第5条の3に規定する所持許可更新時におけるいわゆる経験者講習の受講を免除される。

- (2) 法第3条第1項第4号の定めるところにより、教習射撃場又は指定射撃場

において、指導を受けようとする者が、所持する猟銃等を所持することができる。

の資格を持つこととなり、銃刀法上の処遇において他の所持許可者に比し有利な取扱いを受ける資格を得ることとなるため、その基準の有無の認定にあたっては、厳正、公平が要求されること。

- 2 射撃指導員として指定を受けた場合、一般所持者に対し指導的立場に立つものであり、当然により高度な知識、技能を確実に身につけていなければならないこと。
- 3 一般所持者の指導にあたり、指導員としての自覚と誇りを持たせることが、より適切な指導が期待できること。
- 4 警察庁の指導事項であること。